

平成25年1月24日

子ども政策課
電話 0742-34-4792

「奈良市幼保再編基本計画」の策定について

奈良市では、市内の公立幼稚園と公立保育所を再編することにより、幼保一体化を推進し、就学前の教育・保育を充実させるための基本的な方針である「奈良市幼保再編基本計画」を策定したので公表します。

1. 目 的

全国的に少子化が進行している中で、核家族化や女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加、就労形態の多様化により、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。本市においても全国を上回る少子化が進行しており、これまでの幼稚園と保育所の枠組みだけではなく、保護者の就労形態に関わらず子どもが教育・保育の機会を得られる幼保一体施設を加えることにより、保護者の選択肢を広げ、増加・多様化する保育ニーズに対応するとともに、子どもを安心して生み育てられる環境づくりが求められています。

この度、市内の公立幼稚園と公立保育所を再編することにより、幼保一体化を推進し、就学前の教育・保育を充実させるための取り組みの基本的な方針として「奈良市幼保再編基本計画」（以下、「基本計画」という）を策定しました。

2. 経 過

平成23年12月に有識者や公募市民からなる「奈良市幼保再編検討委員会」を設置し、4回の会議を経て基本計画案を策定しました。その後、平成24年9月10日から10月5日にかけてパブリックコメント手続による意見募集を行い、その結果を踏まえて基本計画案の検討を重ねました。

3. 構成

I. これまでの幼稚園・保育所の運営等を検討する取組について

1. 国の動向について
2. 奈良市の動向について

II. 奈良市の幼保施設の現状と課題

1. 施設の数及び利用児童の状況
2. 市立の施設の状況

III. 魅力ある教育・保育の実施に向けて

1. 教育・保育内容
2. 職員の資質向上
3. 3歳児保育の整備
4. 障がいのある子どもの教育・保育の充実
5. 幼保・小中の連携
6. 子育て支援の充実
7. 幼保一体化の推進

IV. 再編に対する基本的な考え方

1. 再編の理念
2. 再編のスケジュール
3. 再編の実施方法

4. 今後の取り組み

今後はこの「基本計画」をベースとして、国の動向を踏まえつつ具体的な再編計画を作成して実現することにより、幼保一体化を推進し、就学前の教育・保育の充実に向けた取り組みを進めてまいります。

奈良市幼保再編基本計画

—未来を担うすべての子どもたちのために
市立幼稚園と保育所は生まれ変わります—

平成25年1月

奈良市

目 次

はじめに	1
I. これまでの幼稚園・保育所の運営等を検討する取組について	2
1. 国の動向について	2
2. 奈良市の動向について	3
(1) 市立幼稚園について	3
(2) 市立保育所について	5
(3) 市立認定こども園について	6
(4) 奈良市幼保再編検討委員会について	8
II. 奈良市の幼保施設の現状と課題	9
1. 施設の数及び利用児童の状況	9
(1) 市立幼稚園	9
(2) 市立保育所	12
(3) 市立認定こども園	14
(4) 国立大学付属幼稚園・私立幼稚園・民間保育所	15
2. 市立の施設の状況	16
III. 魅力ある教育・保育の実施に向けて	16
1. 教育・保育内容	16
2. 職員の資質向上	17
(1) 研修	17
(2) 職員採用	17
3. 3歳児保育の整備	18
4. 障がいのある子どもの教育・保育の充実	18
5. 幼保・小中の連携	19
6. 子育て支援の充実	19
7. 幼保一体化の推進	20
IV. 再編に対する基本的な考え方	20
1. 再編の理念	21
2. 再編のスケジュール	21
3. 再編の実施方法	22
(1) 配置	22
(2) 規模	22
(3) 再編の進め方	22
(4) 待機児童の解消	22
【資料】新たな『幼保連携型認定こども園』について	23
おわりに	24

「保育所」と「保育園」の使い分けについて

法律上の正式名称は「保育所」です。奈良市では市が設置している保育所の名称を「〇〇保育園」としています。そうしたことから本基本計画（案）においては、制度上や一般的な表現に用いる場合には「保育所」を、個別の施設を表現する場合には、「〇〇保育園」と表現することとしています。

はじめに

全国的に少子化が進行している中で、核家族化や女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加、就労形態の多様化により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。そのため、これまでの幼稚園と保育所の枠組みだけではなく、保護者の就労形態に関わらず子どもが教育・保育の機会を得られる幼保一体施設を加えることにより、保護者の選択肢を広げ、増加・多様化する保育ニーズに対応するとともに、子どもを安心して生み育てられる環境づくりが求められています。

奈良市においても全国を上回る少子化が進行しており、まちづくりの最も基本となる奈良市第4次総合計画（平成23年度～27年度の前期計画）では、「少子化対策」を重点戦略とし、「幼児教育の充実」と「子育てと仕事の両立支援」を施策として掲げています。

「幼児教育の充実」では、市立幼稚園が小規模化して効果的な教育が受けられない現状、3歳児保育や預かり保育の実施が求められている現状に対して、施設配置の適正化や、幼保一体施設である「認定こども園制度」の導入を施策の展開方向としています。また、「子育てと仕事の両立支援」では、保育所の待機児童が解消されない現状、子育て中の親の孤立感や育児不安が増大している現状に対して、民間活力による保育所整備や、幼稚園・保育所から認定こども園への転換を施策の展開方向としています。

こうした状況の中で、本市では就学前の子ども・子育てに関する施策に重点的に取り組むために平成23年度に「子ども未来部」を新設し、市立幼稚園・保育所及び認定こども園の今後のあり方について一体的に検討することになりました。また、平成23年12月、有識者や公募市民で構成する「奈良市幼保再編検討委員会」を設置し、本市は市域が広く地域によって子育てを取り巻く環境が大きく違うこと、核家族化や地域のつながりの希薄化、さらに子育てに負担感や孤立感を感じている子育て家庭に対する支援などについても考慮しつつ、これからの幼稚園・保育所及び認定こども園のあり方について検討を重ねてまいりました。

そして、「奈良市幼保再編検討委員会」において国の動向も踏まえ、幼稚園と保育所の一体化に向けた基本的な方針をまとめていただき、それをもとに「奈良市幼保再編基本計画（案）」を作成し、意見募集を行いました。

このたび、意見募集の結果を踏まえてより一層検討を重ね「奈良市幼保再編基本計画」を策定しました。今後、この「奈良市幼保再編基本計画」をもとに具体的な再編計画を作成・実現することにより、幼保一体化を推進し、就学前の教育・保育の充実を図っていきたいと考えています。

I. これまでの幼稚園・保育所の運営等を検討する取組について

1. 国の動向について

国では、就学前児童の教育・保育について、文部科学省所管の幼稚園は、満3歳児からの幼児教育を行う施設として、また、厚生労働省所管の保育所は、保護者の就労等で保育が必要な0歳児からの乳幼児を保育するための施設として、それぞれ二元的に施策が実施されてきました。

しかしながら、保護者の就労形態が複雑になる中、保育ニーズも多様化し、幼稚園においては長時間の保育の実施を、一方、保育所においては幼児教育のさらなる充実を希望する声もあり、両施設に類似した機能が求められるようになってきました。加えて、少子化が進む地域では、幼稚園・保育所別々では、子どもの育ちに大切な集団が小規模化し、望ましい環境での教育・保育が難しい状況が出てきました。また、都市部では、保育所に入れない待機児童が多く存在する一方で、幼稚園には空き教室があるなど、両施設の運用の工夫が求められるような状況が出てきました。

このような従来の枠組みだけでは対応できない状況に対して、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して質の高い幼児教育・保育を提供する新たな枠組みをつくるために、平成18年10月に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定され、「認定こども園制度」がスタートしました。

認定こども園は、3歳以上の就学前の子どもについては保護者が働いている、いないに関わらず受入れて、幼稚園と保育所のそれぞれのよいところを生かしながら、その両方の役割を果たすことができる新たな施設です。さらに、認定こども園に通っていない子どもに対しても、子育て相談や親子のつどいの場の提供などの子育て支援を行っています。こうした認定こども園については、利用者からの評価が高い一方で、文部科学省と厚生労働省の二重行政が解消されていないことから、制度や事務手続きが複雑で、全国的に施設数が当初の計画ほど増えていないのが現状です。

そこで、今国会（第180回国会）において、社会保障と税の一体改革の中で審議された「子ども・子育て関連3法案」の可決・成立により、そうした課題を解消し、「認定こども園」のさらなる拡充を始め、小規模保育や家庭的保育（いわゆる「保育ママ」）など多様な保育サービスの拡充などが目指されており、就学前の教育・保育の制度が大きく見直されることになりました。なお、本格的な実施は平成27年度に想定されている消費税10%実施時とされていますが、それまでの期間は準備期間として、関係する法律や規則などの整備が行われることから、今後もこういった国の動向を踏まえつつ、本市としての準備も着実に進めていく必要があります。

2. 奈良市の動向について

(1) 市立幼稚園について

本市は、昭和40年頃から住宅開発が進み、人口が急増しました。それに伴って昭和40年以降に市立小学校22校が新設されました。市立幼稚園については、4歳児、5歳児の2年保育とし、1小学校区に1幼稚園の設置を目指し、昭和40年以降に23園が新設されました。そして、平成5年に左京幼稚園が新設された時点で、市立幼稚園数は最大の41園となりました。

一方、市立幼稚園と小・中学校の幼児・児童・生徒数は、幼稚園で昭和54年度、小学校で昭和57年度、中学校で昭和62年度をそれぞれピークに減少傾向に転じています。その結果、平成12年に幼稚園1園を閉園、平成16年に小学校1校を閉校、また、平成17年に幼稚園1園を休園（平成23年に閉園）するに至りました。

この頃の市立幼稚園と小・中学校の状況は、小規模化が進行している一方、一部の地域では、大規模集合住宅等の建設により子どもの数が増加し、プレハブ校舎で対応するなど、学校規模の格差が生じており、その規模が小さすぎたり大きすぎたりする場合には、教育的効果を十分にあげられないという状況が出てきていました。

このことから、奈良市第3次総合計画の後期基本計画（平成18～22年度）では、市立幼稚園と小・中学校の規模及び配置の適正化の必要性について掲げました。そこで、奈良市教育委員会において平成18年度に「奈良市学校規模適正化検討委員会」を設置し、本市の子どもたちがよりよい教育環境の中で効果的な教育が受けられるような市立幼稚園と小・中学校の適正規模及び適正配置について検討し、中学校区ごとの統合・再編の計画案（計画期間：平成19～28年度）を作成し、その前期計画（平成19～22年度）の対象となる地域ごとに実施してきました。

計画の実施にあたっては、対象地域との協議を行いながら進めてきました。これにより、前期計画では、2園の幼稚園型認定こども園を開園するとともに、2園の幼稚園を小学校内に併設することができました。一方、園児数が少ない幼稚園を他の幼稚園と統合して認定こども園に再編することにより、3年保育や給食などが加わり、教育・保育の環境がよくなることについては理解が得られても、地域から幼稚園が無くなることについての合意が得られず、計画が進まないケースもありました。

【学校規模適正化の前期計画が実現したケース】

平成21年 4月 認定こども園富雄南幼稚園開園（奈良県初の認定こども園）

平成23年 4月 鳥見幼稚園及び右京幼稚園を小学校内に併設

平成24年 4月 佐保台幼稚園と左京幼稚園を統合・再編し認定こども園左京幼稚園開園（佐保台幼稚園は、平成24年3月閉園）

【計画が実現していないケース】

鼓阪幼稚園と鼓阪北幼稚園、精華幼稚園と帯解幼稚園、都跡幼稚園と佐紀幼稚園
大柳生幼稚園

近年には市立幼稚園に対して、３年保育や長時間保育、給食の実施等、これまで実施していないサービスへのニーズがあり、市ＰＴＡ連合会からは認定こども園の早期増設の要望が出されています。

以上のような状況に対応するためには市立幼稚園だけの検討では限界があり、市立保育所を併せて今後どのようにしていくのかを検討する必要性もでてきました。そうしたことから学校規模適正化のうち、幼稚園については平成２３年度に新設された「子ども未来部」に委ねることとし、教育委員会の学校規模適正化の検討から外すこととなりました。

平成２４年度の幼稚園型認定こども園を除く市立幼稚園３６園の状況は、下の表のとおりであり、極端に園児数が少ない幼稚園への対応が喫緊の課題となっています。

【園児数の規模別幼稚園一覧】

平成２４年５月１日現在

園児数	園数	累計	市立幼稚園名(園児数)
１～１０人	７園		鼓阪(3)、田原(4)、精華(4)、大柳生(9)、鼓阪北(9)、東市(10)、帯解(10)
１１～２０人	１園	８園	佐紀(11)、
２１～３０人	３園	１１園	右京(21)、鶴舞(26)、辰市(27)
３１～４０人	３園	１４園	登美ヶ丘(38)、朱雀(38)、神功(38)
４１～５０人	４園	１８園	二名(41)、平城西(44)、済美(46)、伏見南(46)
５１～６０人	６園	２４園	飛鳥(52)、あやめ池(52)、大安寺(57)、富雄第三(57) 明治(58)、佐保(59)
６１～７０人	３園	２７園	鳥見(61)、青和(65)、三碓(68)
７１～８０人	５園	３２園	都跡(71)、東登美ヶ丘(71)、西大寺北(71)、大宮(72) 大安寺西(74)
８０人～	４園	３６園	六条(90)、平城(99)、富雄北(101)、伏見(108)

【小規模幼稚園における最低必要人数】

平成１９年４月に奈良市学校規模適正化検討委員会から「奈良市学校規模適正化基本方針（提言）」が出されています。その中で、『市立幼稚園の適正規模を検討するにあたり、各年齢２学級編成が望ましいが、統合再編によって集約してもなお適正な学級数を確保できない地域においては、各学年１学級編成にせざるを得ない。その場合は、教育効果が著しく低下しない集団規模の確保が必要である。その人数としては１学級最低１５人が必要であり、１園あたり３０人以上の園児数が必要である。』とされています。

その基準に従えば、平成２４年度では１１園が最低必要人数に足りていない状況です。

(2) 市立保育所について

保育所については、平成10年度は市立保育所17園と民間保育所13園の合計30園で、4月時点の待機児童が130人という状況でした。

少子化が進行しているにも関わらず、保育ニーズは増加・多様化を続け、地域的なニーズの偏りもあることから、平成13年度から平成16年度にかけて5園の民間保育所を新設することにより定員を増加させ対応しているものの、就労を希望する保護者の潜在的な保育ニーズが掘り起こされるなど待機児童が解消できない状況が続いていました。

平成17年度には、月ヶ瀬村・都祁村との合併により7園（内2園は休園）の市立保育所が加わり、市立保育所の数は最大の24園となりました。保育所数は民間保育所と合わせて40園となり、平成10年度と比べて10園増加したものの、4月時点の待機児童数が352人にもなり、待機児童の解消が大きな課題となりました。

しかしながら、市立保育所の状況については、待機児童を抱えている保育所がある一方で、定員を大きく下回っている保育所も存在しており、市立保育所のあり方についても検討が必要になりました。

このような状況の中で、平成18年度に「奈良市保育所運営検討委員会」を設置し、その後4年間にわたり、市立保育所の民営化、認定こども園制度、認証保育園制度、その他の保育所運営について検討してきました。

しかし、近年の保育ニーズの増加・多様化に伴って、保育所に求められるものについても複雑化している中で、単に民営化を進めることに関しては、子ども・保護者や保育所職員を含めた関係者に様々な影響を与えることも想定されることから、その間に公設民営の保育所2園を完全民営化した以外は、具体的な施策等を見出すことはできませんでした。

一方、認定こども園については、都祁地域の保育所6園の統合と関連して、保育所型認定こども園として再編し、平成22年度に開園しました。

また、待機児童が継続的に発生していることから平成21年度から23年度にかけてさらに民間保育所を3園新設しました。そこで平成24年度では、市立保育所18園、民間保育所24園の合計42園の保育所と、市立保育所型認定こども園1園という状況になっています。

【保育所の園児数と待機児童数の推移】 待機児童数は4月時点の厚生労働省報告数

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
入 所 数	市立保育所	2,789	2,672	2,407	2,140	2,144	2,098	2,213
	民間保育所	1,936	2,121	2,463	2,627	2,664	2,737	2,835
	計	4,725	4,793	4,870	4,767	4,808	4,835	5,048
待 機 児 童 数		352	46	73	126	65	91	58
民間保育所新設数			1 園			1 園		2 園

(3) 市立認定こども園について

本市では、平成18年の「認定こども園制度」のスタートに先駆け、平成17年度に実施された国の幼保一体化を目指した「総合施設モデル事業」の指定を受け、市立帯解幼稚園と帯解保育園において調査研究を行いました。

この調査研究は、幼稚園教員と保育士がお互いの保育を参観し合ったり、園児同士の交流、合同保育を実施したりして、幼保一体化することのメリットや課題を明らかにするというものでした。メリットとしては、人数の少ない幼稚園の園児が保育所の園児と一緒にすることで充実した集団的な遊びができ、ともに遊具や教材を使って夢中になって遊ぶことができるなど、子どもにとってプラスになることが多いということでした。

一方、課題としては、幼稚園や保育所ができてきた歴史的な経緯の違いや制度上からくる違いなどにより、幼稚園教員と保育士の間で、「子ども理解」や「指導案の立て方」などに違いがあり、お互いの理解を深めることに難しさがあったということでした。

このモデル事業が契機となり、市内大学の協力のもと、幼稚園教員と保育士がともに幼児教育についての理解を深める合同研修の取組や、幼稚園教員と保育士が共同で市立幼稚園、保育所、認定こども園のどの施設であっても目指すべき基盤となる共通のカリキュラムの開発の取組を始めました。

また、奈良市第3次総合計画の後期基本計画（平成18～22年度）において、学校教育や児童福祉の充実を図るため、幼保一体化での総合施設（認定こども園）の設置を主要な計画として位置付けました。

そのことから教育委員会では、先に述べた学校規模適正化の検討と合わせて、認定こども園の設置について市長部局と連携して検討を始め、平成21年4月に奈良県初の認定こども園として、奈良市立認定こども園富雄南幼稚園（幼稚園型）を開園しました。その後、平成22年4月に奈良市立認定こども園都祁保育園（保育所型）が、平成24年4月に奈良市立認定こども園左京幼稚園（幼稚園型）が開園しました。

【奈良市立認定こども園（幼稚園型）について】

保護者の就労の有無に関わらず幼稚園教育が受けられる施設及び地域の子育て支援を行う施設です。主な特徴は、

- (1) 幼稚園教育要領と保育所保育指針に基づく教育・保育を実施
- (2) 定員を定め、3歳児からの3年保育を実施
- (3) 就労支援として長時間保育（月～金曜日の8時から18時）を実施
- (4) 子育て支援として有料で長期休業（夏・冬・春期休業）中も含めて預かり保育を実施
- (5) 外部搬入による給食（ただし、月曜日は家庭より弁当持参）を実施
- (6) 子育て支援専任教員による未就園児保育（親子登園）や子育て相談を実施

【奈良市立認定こども園（保育所型）について】

保育所での保育を主体とし、幼稚園で行っている幼児教育及び地域の子育て支援を行う施設です。主な特徴は、

- (1) 保育所保育指針と幼稚園教育要領に基づく保育・教育を実施
- (2) 3歳児からは、就労の有無に関わらず幼児教育を実施
※0～2歳児は保育に欠ける子の保育を実施
- (3) 短時間利用児には、有料で長期休業中も含めて預かり保育を実施
- (4) 子育て支援職員による未就園児保育（園庭開放）や子育て相談を実施

(4) 奈良市幼保再編検討委員会について

先に述べた国の動向に加えて、市立幼稚園及び保育所それぞれの運営等に関する課題も踏まえたうえで、スピード感をもって幼保一体化を推進し、乳幼児期の教育・保育を充実させるために、平成23年度に「奈良市幼保再編検討委員会」を設置しました。この幼保再編検討委員会では、幼稚園の小規模化の適正化や保育所待機児童の解消といった個別の課題も含めたうえで、今後の幼稚園・保育所及び認定こども園のあり方について検討を進めてきました。

【奈良市幼保再編検討委員会の開催状況】

	開催日	議 題
第1回	平成23年12月1日	・奈良市の幼稚園及び保育所等の現状と課題について
第2回	平成24年1月26日	・今後の就学前教育・保育環境の整備についての基本的な方針について
第3回	平成24年7月20日	・幼保再編に関する基本方針の検討について
第4回	平成24年8月31日	・奈良市幼保再編基本計画（案）について ・パブリックコメントの実施について ※ 市立認定こども園左京幼稚園の視察
第5回	平成24年10月19日	・国の子ども・子育て関連3法に関する説明会の報告について ・パブリックコメント実施の結果について ・奈良市幼保再編基本計画について
第6回	平成24年11月20日	・奈良市幼保再編基本計画について ・奈良市幼保再編実施計画の骨子について ・モデル園の設置について

【平成24年度 奈良市幼保再編検討委員会 委員名簿】

役 職	氏 名	所 属 等
会 長	重 松 敬 一	奈良教育大学教授
副会長	埋 橋 玲 子	同志社女子大学教授
委 員	亀 本 和 也	市民公募選出
	古 山 周太郎	奈良県立大学准教授
	竹 村 健	奈良市自治連合会会長
	辻 中 佳奈子	弁護士
	畑 中 康 宣	奈良市PTA連合会会長
	壬 生 裕 子	NPO法人京都地方自治総合研究所
	山 本 吉 延	奈良教育大学教職大学院教授

Ⅱ．奈良市の幼保施設の現状と課題

奈良市の幼保施設について検討するにあたり、市域が広く、地域性にも違いがあることから、市政運営の基本計画である「奈良市第4次総合計画」に示されている地域別土地利用の方向性によって区分された次の図の7つのゾーンを活用することにしました。なお、ゾーンと中学校区の関係は下の表のとおりとなっています。



ゾーン	中 学 校 区
西 北 部	伏見、富雄、登美ヶ丘、平城西、二名、京西、富雄南、登美ヶ丘北、平城東、富雄第三
中 部	平城、都跡
中央市街地	春日、三笠、若草、飛鳥
南 部	都南
東 部	田原、柳生、興東
月 ヶ 瀬	月ヶ瀬
都 祁	都祁

1．施設の数及び利用児童の状況

(1) 市立幼稚園

市立幼稚園では、4歳児、5歳児の2年保育を実施し、原則、入園を希望する幼児をすべて受け入れてきました。そのため、人口急増期には入園希望者も急増し、市立幼稚園の新設や園舎の増築等を進めることになりました。昭和54年度には、市立幼稚園数34園、園児数8,163人となりました。この時点をピークに園児数は減少傾向に入りましたが、しばらく大規模住宅開発に伴う市立小学校の新設に合わせて市立幼稚園の新設が続いたことから、平成5年度に市立幼稚園数は最大の41園となりました。

下の表のように、昭和５５年度当時の保育ニーズは、幼稚園が約９割、その中でも公立幼稚園へのニーズが高く、保育所が約１割という状況でした。その後、女性の社会進出の拡大や保護者ニーズの多様化、少子化の進行など、子どもを取り巻く社会的環境の著しい変化の中、市立幼稚園の園児数が減少する状況となっています。

その結果、平成２４年度の保育ニーズは、幼稚園が約６割、保育所が約４割となっており、公立幼稚園へのニーズは、昭和５５年度から半減しています。

【昭和５５年度と平成２４年度の４歳児・５歳児の保育ニーズの比較】

項 目	昭和５５年度	平成２４年度
奈良市の４歳児・５歳児の人数	１０，４０３人	５，７９５人
市立幼稚園の園児数（４歳児・５歳児）	７，７９０人	１，７１１人（３６園）
公立（国立・市立）幼稚園への就園率	７４．９％	３３．６％（３８園）
私立幼稚園への就園率	１４．０％	２４．３％（１５園）
保育所への入所率	８．８％	３６．５％（４２園）
市立認定こども園への入園率	—	４．１％（３園）

学校教育法の第２２条に幼稚園の目的として「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして…（後略）」と規定されているように、幼稚園は、子どもがはじめて出会う学校として非常に大切な役割を担っています。また、同法第２３条には、幼稚園における教育の目標として「集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに…（中略）、自主、自律及び協同の精神ならびに規範意識の芽生えを養うこと。」と規定されており、幼稚園では、集団生活を通して活動できる子どもの規模が確保できなければ、こうした教育の目標の達成が難しい状況となっています。

ところが、市立幼稚園の園児数が減少しているにも関わらず、市立幼稚園数がそれほど減っていないことから、下の表のように幼稚園の規模が小さくなっています。

【市立幼稚園の園児数のピーク時である昭和５４年度と平成２４年度の比較】

項 目	昭和５４年度	平成２４年度
園 児 数	８，１６３人	１，７１１人
幼 稚 園 数	３４園	３６園
学 級 数	２４６学級	９４学級
１園あたりの園児数	２４０．１人	４７．５人
１園あたりの学級数	７．２学級	２．６学級
１学級あたりの園児数	３３．２人	１８．２人

各市立幼稚園の状況については、次のページの表のように、在園児数が３０名未満

の幼稚園が11園あり、集団生活の中で子ども同士が学び合い、育ち合うことができにくい状況にあります。特に、在園児数が一桁の場合はその度合いが深刻です。

＜各幼稚園の状況＞

平成24年5月1日現在

ゾーン	中学校区	幼稚園名	受け入れ 可能園児数	在園児数	充足率(%)	保育室数	クラス数
中央 市街地	飛鳥	飛鳥幼稚園	420	52	12	14	2
		鼓阪幼稚園	90	3	3	3	2
	若草	佐保幼稚園	270	59	22	9	2
		鼓阪北幼稚園	120	9	8	4	2
	春日	済美幼稚園	180	46	26	6	2
		大安寺幼稚園	180	57	32	6	3
	三笠	大宮幼稚園	180	72	40	6	4
		大安寺西幼稚園	240	74	31	8	4
西北部	平城西	右京幼稚園	90	21	23	3	2
		神功幼稚園	180	38	21	6	2
	平城東	朱雀幼稚園	180	38	21	6	2
		富雄	富雄北幼稚園	240	101	42	8
	鳥見幼稚園		90	61	68	3	2
	登美ヶ丘北	東登美ヶ丘幼稚園	240	71	30	8	4
		二名	登美ヶ丘幼稚園	120	38	32	4
	青和幼稚園		210	65	31	7	3
	二名幼稚園		150	41	27	5	2
	富雄南	三碓幼稚園	210	68	32	7	3
		登美ヶ丘	鶴舞幼稚園	120	26	22	4
	平城西幼稚園		60	44	73	2	2
	富雄第三	富雄第三幼稚園	240	57	24	8	2
		伏見	伏見幼稚園	210	108	51	7
	あやめ池幼稚園		120	52	43	4	2
	西大寺北幼稚園		240	71	30	8	3
	京西	六条幼稚園	330	90	27	11	4
		伏見南幼稚園	120	46	38	4	2
中部	都跡	都跡幼稚園	240	71	30	8	4
		佐紀幼稚園	240	11	5	8	2
	平城	平城幼稚園	150	99	66	5	4
南部	都南	東市幼稚園	120	10	8	4	2
		辰市幼稚園	180	27	15	6	2
		明治幼稚園	240	58	24	8	3
		帯解幼稚園	120	10	8	4	2
		精華幼稚園	60	4	7	2	2
東部	田原	田原幼稚園	60	4	7	2	2
	柳生						
	興東	大柳生幼稚園	60	9	15	2	2
月ヶ瀬	月ヶ瀬						
都祁	都祁						
合計	22	36	6,300	1,711	27	210	94

・受け入れ可能園児数 = 1クラス30名 × 保育室数

・充足率(%) = 在園児数 ÷ 受け入れ可能園児数

・合計欄の充足率は、市立幼稚園の平均値

(2) 市立保育所

市立保育所は、18施設あります。近年、待機児童解消のため、民間保育所の新設・増改築がなされ、平成24年3月時点の入所児童総数は、市立保育所が2,321人であるのに対し、民間保育所は3,318人となっており、施設数、定員及び入所児童数の面でも、民間保育所の方が多くの乳幼児の保育を担っています。

<各保育所の状況>									
ゾーン	中学校区	保育所名	定員数	平成24年3月1日現在			平成24年4月1日現在		
				入所児童数	充足率(%)	待機児童数	入所児童数	充足率(%)	待機児童数
中央市街地	飛鳥								
	若草	若草保育園	160	84	53		68	43	
	春日	春日保育園	200	203	102	11	189	95	
	三笠	三笠保育園	120	111	93	5	97	81	
		大宮保育園	200	216	108	22	199	100	9
西北部	平城西	右京保育園	200	200	100	16	170	85	1
		神功保育園	120	108	90	6	95	79	2
	平城東	朱雀保育園	160	138	86	5	120	75	2
	富雄	富雄保育園	160	163	102	21	154	96	14
	登美ヶ丘北								
	二名								
	富雄南	学園南保育園	200	184	92	4	176	88	2
	登美ヶ丘								
	富雄第三								
	伏見								
中部	都跡								
	平城								
南部	都南	都南保育園	160	75	47		66	41	
		高円保育園	250	121	48	7	111	44	
		辰市保育園	160	136	85	6	122	76	7
		帯解保育園	160	113	71	3	104	65	
東部	田原								
	柳生	布目保育園	60	29	48	1	28	47	
		柳生保育園	50	26	52		17	34	
	興東								
月ヶ瀬	月ヶ瀬	月ヶ瀬保育園	60	34	57		29	48	
合計	21	18	2,780	2,321	83	126	2,084	75	42

・待機児童数は厚生労働省報告数に加え、第一希望のみの児童も含んでいます。

・充足率＝入所児童数÷定員数

・合計欄の充足率は、市立保育所の平均値

前のページの表のように、市立保育所は、施設によって充足率の高いところと低いところがある一方で、待機児童は中央市街地ゾーンと西北部ゾーンの施設に集中しています。居住地だけではなく、就労先や通勤手段により子どもを預ける施設が選ばれることから、利便性の高い立地の施設は入所希望が集中しますが、そうでない施設は、充足率が低い状況です。

また、保育所の入所児童数と待機児童数について、0～2歳と3～5歳の2区分に分けて、その推移についてみると下の表のようになります。

【保育所の入所児童数と待機児童数の推移】

各年度3月時点

		H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
入 所 数	0～2歳	2, 148	2, 148	2, 145	2, 156	2, 233	2, 416	2, 563
	3～5歳	3, 235	3, 302	3, 257	3, 201	3, 144	3, 067	3, 192
	計	5, 383	5, 450	5, 402	5, 357	5, 377	5, 483	5, 755
待 機 数	0～2歳	283	244	248	251	305	273	378
	3～5歳	110	46	63	41	39	36	44
	計	393	290	311	292	344	309	422
民間保育所新設数			1 園			1 園		2 園

(待機児童数は、厚生労働省報告数に加え、第一希望のみの児童も含む数)

入所児童数は、0～2歳で増加しているものの、3～5歳では3, 200人前後を推移し、また、待機児童のほとんどが0～2歳となっています。このことから、保育所によっては0～2歳児の定員に達していても、3～5歳児は定員に満たない園がある状況も出てきており、保育所の充足率が100%以下であっても待機児童が発生している場合もあります。

以上のような状況を踏まえ、充足率の低い施設の有効活用が課題となっています。

民間保育所では、延長保育、一時預かり、病後児保育等の保護者の様々なニーズに応える保育が実施されています。市立保育所においても、限られた財源の中で多様なニーズに応える必要があることから、平成22年度より延長保育を試行し、平成24年度は6園で試行されています。

(3) 市立認定こども園

市立認定こども園は、下の表のように「幼稚園型」と呼ばれる従来の市立幼稚園に保育所機能を付加した施設が2園と、「保育所型」と呼ばれる従来の市立保育所に幼稚園機能を付加した施設が1園と合わせて3園あります。

両施設は、従来の幼稚園としての保育を主として利用する「短時間利用児」と従来の保育所としての保育を主として利用する「長時間利用児」に区分して利用枠を設けて定員を定めています。

幼稚園型は、3歳児50人、4歳児60人、5歳児60人の計170人を定員とし、短時間利用児枠130人、長時間利用児枠40人としています。保育所型は、0～5歳児で合わせて160人を定員とし、短時間利用児枠30人、長時間利用児枠130人としています。どちらの施設も3歳児からは保護者の就労の有無に関わらず受け入れることとしています。幼稚園型で定員を超える場合、また保育所型においては短時間利用児枠で定員を超える場合は、抽選によって入園児を決定することとしています。

幼稚園型認定こども園では、入園希望が増加し、平成24年度の入園募集にあたって3歳児について定員を超える応募があり、抽選を行う状況になりました。

このように、幼稚園型認定こども園についてはニーズが高く、市立幼稚園からの移行を希望する声もありますが、給食施設や空調設備などハード面での整備や長時間保育に対応する幼稚園教員の増員などにより、大きな財政負担が生じてきます。しかしながら、現在のところ公立幼稚園が認定こども園に移行する場合には、国による財政的な支援が無く、市が自主的な財源で実施しているのが現状です。

そうしたことから、小規模な市立幼稚園の統合・再編と合わせて認定こども園に移行することを基本に計画し、実施してきています。

<各認定こども園の状況>

[幼稚園型]

ゾーン	中学校区	園名	定員数			在園児数			充足率 (%)
			短時間 利用児	長時間 利用児	合計	短時間 利用児	長時間 利用児	合計	
西北部	平城東	認定こども園 左京幼稚園	130	40	170	92	16	108	64
	富雄南	認定こども園 富雄南幼稚園	130	40	170	146	21	167	98
合計	2	2	260	80	340	238	37	275	---

・充足率(%) = 在園児数の合計 ÷ 定員数

[保育所型]

ゾーン	中学校区	園名	定員数			平成24年3月1日現在				平成24年4月1日現在			
			入所児童数			入所児童数			充足率 (%)	入所児童数			充足率 (%)
			短時間 利用児	長時間 利用児	合計	短時間 利用児	長時間 利用児	合計		短時間 利用児	長時間 利用児	合計	
都祁	都祁	認定こども園 都祁保育園	30	130	160	25	116	141	88	20	107	127	79

・充足率(%) = 入所児童数の合計 ÷ 定員数

(4) 国立大学付属幼稚園・私立幼稚園・民間保育所

市内には2園の国立大学付属幼稚園、15園の私立幼稚園があります。これらの園では3年保育で、建学の精神に則った特色ある教育が実施されています。特に私立幼稚園においては、預かり保育に力を入れている園も多くあります。

民間保育所は24園あって、延長保育や一時預かり、病後児保育等の多様な保育ニーズに対応したサービスを実施しています。また、そのほとんどが充足率100%を超え、待機児童が発生している園が多くあります。なお、近年は民間活力による待機児童解消のため、安心こども基金を活用した民間保育所の新設及び増改築による定員増を行ってきました。

下の表からもわかるように、国立大学付属幼稚園・私立幼稚園・民間保育所のほとんどが、中央市街地ゾーンと西北部ゾーンに集中しています。

＜国立大学付属幼稚園、私立幼稚園及び民間保育所の状況＞						
国立大学付属幼稚園			平成24年5月1日現在			
ゾーン	中学校区	施設数	定員数	在園児数	充足率(%)	
中央市街地	飛鳥	1	144	118	82	
西北部	二名	1	160	149	93	
合計	2	2	304	267	—	
私立幼稚園			平成24年5月1日現在			
ゾーン	中学校区	施設数	定員数	在園児数	充足率(%)	
中央市街地	若草	2	240	162	68	
	春日	1	160	89	56	
	三笠	4	570	439	77	
西北部	登美ヶ丘北	2	375	322	86	
	伏見	3	800	593	74	
	富雄南	2	440	301	68	
	京西	1	210	162	77	
合計	7	15	2,795	2,068	—	
民間保育所			平成24年3月1日現在			
ゾーン	中学校区	施設数	定員数	入所児童数	充足率(%)	待機児童数
中央市街地	飛鳥	3	505	503	100	14
	若草	2	340	364	107	2
	春日	3	300	318	106	35
	三笠	2	240	294	123	24
西北部	登美ヶ丘北	1	200	224	112	20
	登美ヶ丘	2	360	386	107	9
	伏見	3	332	350	105	50
	京西	1	90	85	94	11
	富雄	3	310	375	121	81
	二名	1	120	136	113	18
	中部	都跡	1	100	129	129
平城	2	150	154	103	18	
合計	12	24	3,047	3,318	—	296
※充足率(%) = 入所児童数 ÷ 定員数						
※待機児童数は厚生労働省報告数に加え、第一希望のみの児童も含んでいます。						

2. 市立の施設の状況

市立幼稚園及び保育所の園舎は、昭和40年代から昭和50年代にかけての人口急増期に建設されたものが多数あり、全体的に建設後相当の期間が経過して老朽化が進んでおり、耐震化や改修が課題となっています。耐震化については優先して順次進めているところです。子どもの安全と良質な教育・保育を保障するため、今後の施設整備は大きな課題ですが、財政的には多大な費用が必要となります。

市立幼稚園は、ほとんどが小学校区ごとにあることから原則徒歩通園としています。一方、保育所や認定こども園の利用者の多くは、自動車での送迎を行っており、今後は働く保護者の利便性の観点から、駐車場の確保が施設運営のうえで重要になってくると考えられます。

市立幼稚園及び市立保育所の園舎の耐震化状況

平成24年4月1日時点

	全棟数 A	S57年以降建築 の棟数(新耐 震) B	S56年以前建築 の棟数(旧耐 震) C	改修済み及び補 強の必要がない 棟数 D	耐震化率 (B+D)/A (%)
幼稚園	56	21	35	14	65
保育所	27	20	7	2	82

Ⅲ. 魅力ある教育・保育の実施に向けて

乳幼児期は、子どもの生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期です。また、家庭や地域の子育ての力の低下が指摘される中、幼稚園・保育所・認定こども園の役割・機能を改めて見直し、教育・保育の充実を図ることが重要になってきています。

1. 教育・保育内容

幼稚園は「幼稚園教育要領」に基づき、環境を通して、自発的な活動としての遊びを大切にしている教育を行っています。

子どもは、幼稚園で様々な遊びを通して、うまく人とのかかわれるようになったり、言葉が豊かになったり、自然の美しさや不思議さなどに気付いたりすることで、小学校以降の学習の基礎をつくっています。

保育所は「保育所保育指針」に基づき、環境を通して、養護及び教育を一体的に行っています。子どもの生活は乳幼児期から学童期へと連続しています。保育所で積み重ねられてきた子どもの育ちを小学校への学びや生活につなげていきます。

平成20年3月に「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」との整合性がさらに図られ、保育所における保育が学校教育と連携するなど、幼稚園と保育所における教育・

保育が限りなく近づいてきました。

本市においては、幼稚園と保育所での教育・保育の違いにより、小学校就学時に影響がでないよう、幼稚園と保育所双方の子ども観、保育観の共通認識を深め、「奈良市立幼稚園・保育園・認定こども園 教育・保育カリキュラム」をモデルカリキュラムとして作成し、各園所に参考資料として配布しました。現在、いずれの市立幼稚園、保育所及び認定こども園においても、めざすべき教育・保育の基盤となる共通のカリキュラムとして活用しています。今後、このカリキュラムは、小学校との接続も内容に加え、本市の教育・保育がより豊かになるようさらに見直していきます。

幼保一体化の実施によって、0歳児から5歳児の子どもたちが、お互いに生活を身近に感じたり触れ合ったりすることで体験の幅が広がり、集団生活を通して人格形成の基礎をより深く学ぶことができるようになります。そのために発達段階をおさえた保育内容や指導の充実を通して質の高い教育・保育を提供していきます。

2. 職員の資質向上

教育・保育の実施のためには、職員の役割が極めて重要であることから、資質向上が欠かせません。

(1) 研修

市立幼稚園では小規模園が多く、限られた人数の職員体制のため、活気のある園運営や職員同士の資質の向上が図りにくい状況です。一方、保育所では、長時間子どもを保育するため、勤務時間内において研修の機会を確保しにくい状況です。

このような中、連携大学（奈良教育大学、奈良女子大学、帝塚山大学）の指導を受け、奈良市の幼稚園教員と保育士が参加して、これからの教育・保育の担い手に必要とされる資質について、公開保育などを通して指導案・子どもへの関わり・環境構成・評価・記録等について学び合いました。

今後、職員一人ひとりが自己研鑽を基盤とし、日常の実践と結びついた園内研修や幼保の枠を超えて互いに理解し合い、教育・保育の力量を高めるための研修を充実させます。また、引き続き連携大学の指導を受けた合同研修も一層充実させていきます。

(2) 職員採用

今後の幼保一体化を視野に入れて、平成23年度実施の職員採用試験から、幼稚園教諭及び保育士の受験資格を改め、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有することを条件としました。

今年度、この条件で採用した職員から「合同新任研修」を実施しました。今後は、幼稚園教員と保育士間の人事交流の導入や合同の職員研修等を通じて、より質の高い教育・保育を提供できるようにしていきます。

3. 3歳児保育の整備

3歳児は、自我が芽生え、好奇心も高まり、いろいろな物への興味・関心が出てくる時期です。また、この頃から、葛藤しながら、身近な大人や友達と協調して生活する社会性を身につけはじめます。

近年の少子化により、子どもは同年齢の子どもと触れ合う機会が少なく、保護者は子育ての不安や孤立感を感じています。

3歳児保育を行うことは、3歳児の発達のみならず、4歳児、5歳児の発達においても望ましい教育効果が期待でき、また保護者も入園を契機として相互の交流や信頼が深まり、不安や孤立感から解放され、親子関係も豊かになります。

本市においては、国立大学附属幼稚園2園、私立幼稚園15園において3年保育が実施されています。市立の幼稚園は2年保育ですが、以前から市立幼稚園での3年保育実施のニーズは高く、これまで認定こども園への移行を機に3年保育を実施してきました。幼稚園型認定こども園は、現在2園で3歳児の定員を各園50人としていますが、多くの入園希望があります。認定こども園富雄南幼稚園では3歳からの入園希望が定員を大きく超えて、抽選により入園を決定している状況であり、今年度開園した認定こども園左京幼稚園も定員とほぼ同数の入園希望がありました。

このようなことから、希望する子どもが3年保育を受けられる体制づくりが課題です。

4. 障がいのある子どもの教育・保育の充実

障がいのある子どもの教育・保育は、障がい者の自立と社会参加を見通した取組として大変重要です。

平成16年に「発達障害者支援法」が制定され、平成18年に「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、その後、幼稚園・保育所・認定こども園では、障がいや発達上の課題がみられる子どもの教育・保育について、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、個別の指導計画をたて、適切な環境と、十分な配慮のもとに教育並びに支援を行い、障がいのある子どもが他の子どもと日常の生活を通して共に成長できるようにしています。

また、保護者、関係機関（奈良市の健康増進課、子ども発達センター、教育センター、通級教室（ことばの教室・きこえの教室・ステップ教室））と連携しながら進めています。また、他の子どもや保護者に対しては、障がいに対する正しい知識や認識ができるようにしています。

これからも、幼保を一体化することによって、0歳からの発達を見通したより専門

性の高い支援をすることや、障がいの有無に関わらず、誰もが互いに人格と個性を尊重しあえるインクルーシブな社会（共生社会）の実現をめざしていきます。

5. 幼保・小中の連携

現在、市内には22の市立中学校と47の市立小学校があります。近年、小学校に入学したばかりの1年生の授業で、話が聞けない、立ち歩く、集中できないといった「小1プロブレム」という状況があり、就学前の教育・保育と小学校の教育との連携が注目されてきました。

本市においては、1つはカリキュラム、指導の内容、方法にかかわるもの、もう1つは、教師、児童・生徒間、子ども間の交流という大きく2つの点から取り組んでいるところです。

連携にあたっては、職員がそれぞれの生活や授業、子どもの姿を知ることが大切であると考え、幼稚園・保育所・認定こども園の職員が小学校の研究授業の参観、中学校区の幼稚園、保育所、認定こども園及び小・中学校が合同で研修するなかで、それぞれの視点で「幼稚園・保育所・認定こども園では、どんな経験をしているのか」「幼児期からの経験がどう学習につながっているのか」など、幼・保の場合だけでなく、小・中の場合においても、円滑な接続をするための様々な取組が行なわれています。

今後さらに、就学前施設と小学校との連携を推進するとともに、最終的に中学校につなげていきます。

6. 子育て支援の充実

乳幼児は、家庭・地域社会・就学前施設という一連の流れの中で生活しており、乳幼児が望ましい発達を遂げていくためには、それぞれにおける乳幼児の生活が充実し、全体として豊かなものになっていかなければなりません。

しかし、家庭や地域において人や自然と関わる経験が少なくなったり、子どもにふさわしい生活時間や生活リズムがつかれないことなど、子どもの生活が変化しています。また、不安や悩みを抱える保護者が増加し、養育力の低下や児童虐待の増加などが指摘されています。

認定こども園はもとより市立幼稚園・保育所では、子育て相談や子育ての情報提供、園庭や保育室の開放、地域の未就園児が親子で登園し、他の親子と一緒に過ごしたり、保護者同士が交流できる場の提供を行っています。今後さらに、家庭や地域社会との連携を深め、保護者の要請や地域の実態などを踏まえ、保護者が子どもを育てることに愛情や自信、責任をもてるように、地域の財産である自然、人、施設等を活用し、

関係機関と連携した「地域の子育て支援の拠点」としての役割を担い、地域ぐるみの子育てを支援していきます。

これまで、民間活力を生かしながら保育所定員の拡充を図ってきました。しかし、待機児童は依然増加傾向にあり、今後も待機児童解消に向けて定員増や家庭的保育事業等の新しい保育サービスの実施も視野に入れて全力で取り組みます。また、病児保育をはじめとする多様な保育サービスの実施についても充実を図っていきます。

7. 幼保一体化の推進

幼稚園、保育所は、それぞれ異なる目的・機能を持った施設ですが、両施設とも就学前の児童を対象としていること等から、実態としてはかなり類似した機能が求められています。このような現状を踏まえると、保護者や子どもの視点に立った教育・保育の実施、地域全体で保護者の子育てを総合的に支援する体制の整備という観点から、両施設がそれぞれの独自性を発揮しつつ、相互の連携・協力を強化して教育・保育、総合的な子育て支援を行うことが求められていると言えます。

また、国の動向も踏まえ、多様な保育ニーズや社会の変化に対応できる新しい時代の幼稚園・保育所の再編を、保育内容、施設、職員等の面から、幼保一体化の方向で推進していく必要があると考えます。

幼保一体化によって、幼稚園児・保育園児の活動内容がより豊かになる上、例えば幼稚園児にとっては0歳児から2歳児の生活を間近に見たり、触れ合ったりすることで体験の幅が拡大し、集団社会での人格形成の基礎をより深く学ぶことができます。さらに発達段階をおさえた指導ができ、職員の研修も深まり、教育・保育内容の指導の多様化、質的向上が期待できます。

本市においては、これまで培ってきた教育・保育のノウハウを最大限に生かしながら幼保一体化を図ります。

IV. 再編に対する基本的な考え方

本市においては、中央市街地ゾーンや西北部ゾーンに保育所待機児童が増加する一方、市立幼稚園では効果的な教育ができないほど急激な園児数の減少や、3歳児保育の導入希望、市立施設の老朽化など、就学前児童の教育・保育に関する課題は多くあり、これらはできるだけ早く解決する必要があります。

本市には私立幼稚園が15園、民間保育所が24園あり、市立及び国立の幼稚園、保育所及び認定こども園とともに、本市の就学前児童への教育・保育を担っています。

私立幼稚園では、建学の精神に則った特色ある教育が実施され、民間保育所では、延長保育や一時預かり、病後児保育等の多様な保育サービスが実施されています。これまで私立幼稚園、民間保育所が果たしてきた役割を踏まえ、今後も、公立施設と私立幼稚園、民間保育所は、それぞれが持つ特色を生かしつつ、互いに切磋琢磨しながら、望ましい本市の就学前教育・保育の体制づくりを行っていく必要があります。

1. 再編の理念

- ◎ 就学前のすべての子どもの成長と発達段階に応じた、質の高い教育・保育を一体的に行い、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。
- ◎ 安心して子育てができるように、様々な面から、すべての子どもと子育て家庭を支援します。

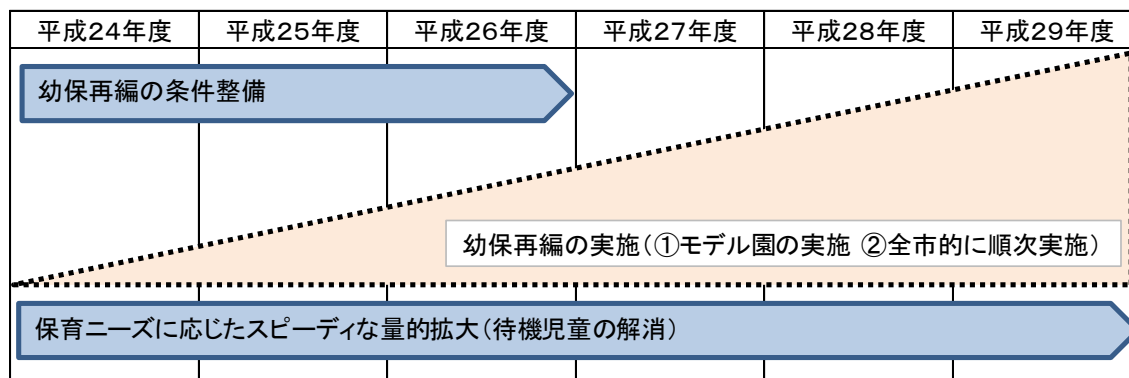
2. 再編のスケジュール

国の新しい子ども・子育て支援の動向を踏まえ、再編を行います。

今年度から平成26年度までを条件整備の期間とし、施設の再編計画とその実施方法、カリキュラム、教育・保育に従事する職員の体制、就学前の教育・保育を所管する市役所の組織と役割分担、具体的な施設の運営、保育料等について十分に検討し、幼保再編の条件を整えます。

また、平成24年度から平成29年度までの間で、モデル園を設置しながら、順次再編を実施していきます。

なお、現状においても本市の就学前教育・保育は市立幼稚園の小規模化の進行や保育所待機児童の解消といった喫緊の課題があり、スケジュールに沿って再編を進めながら、一方で個別の課題については再編のスケジュールに捉われることなく、スピード感をもって解決を図っていきます。



3. 再編の実施方法

市全体の保育需要をもとに、新たな「幼保連携型認定こども園」（（仮称）奈良市立こども園）に再編していきます。

具体的には以下の考え方にに基づき実施します。

(1) 配置

市内を7つのゾーン、22の中学校区に分けて地域の保育需要や地理的事情を勘案して、（仮称）奈良市立こども園の配置について検討します。その際、私立幼稚園・民間保育所の民間活力を最大限に生かすこととし、私立幼稚園・民間保育所の収容能力や位置関係を考慮します。

また、（仮称）奈良市立こども園として使用する施設については、現状の幼保施設の収容能力、改修の必要性なども踏まえて総合的に決定します。

(2) 規模

（仮称）奈良市立こども園については、地域の実情、保育需要を勘案して、教育・保育を実施するにあたり、1施設あたりの児童数は、育ち合い、学び合い、仲間づくりなどの面で、それぞれの年齢に応じた適切な集団の規模が必要です。このことから、90人から170人程度の規模を標準として整備を検討します。

(3) 再編の進め方

再編の実施計画は市で策定します。そのうえで、保護者や地域住民には、積極的に情報を提供し、地域ごとに合意形成ができたところから進めていきます。

(4) 待機児童の解消

幼保再編の中で、待機児童の解消にも取り組みます。

幼保再編による施設整備や民間保育所の新設、増改築だけでは、早期の待機児童解消が困難なことや、保育需要に応じた柔軟な対応も必要になること、将来的に少子化により施設数が過剰となる可能性も想定して、良質な「家庭的保育事業」等の小規模な保育サービスの制度について検討を行います。

「家庭的保育事業」とは、市長が認定した家庭的保育者（いわゆる「保育ママ」）が、自宅の居室などを保育室として使い、仕事や病気などの理由で日常的に家庭で保育できない保護者に代わって、主に0～2歳の子どもの預かる制度です。家庭的な雰囲気の中で保育ができること、少人数の子どもの保育し、一人ひとりの発達、興味に合わせてきめ細かな保育ができるという特色があります。

【資料】新たな『幼保連携型認定こども園』について

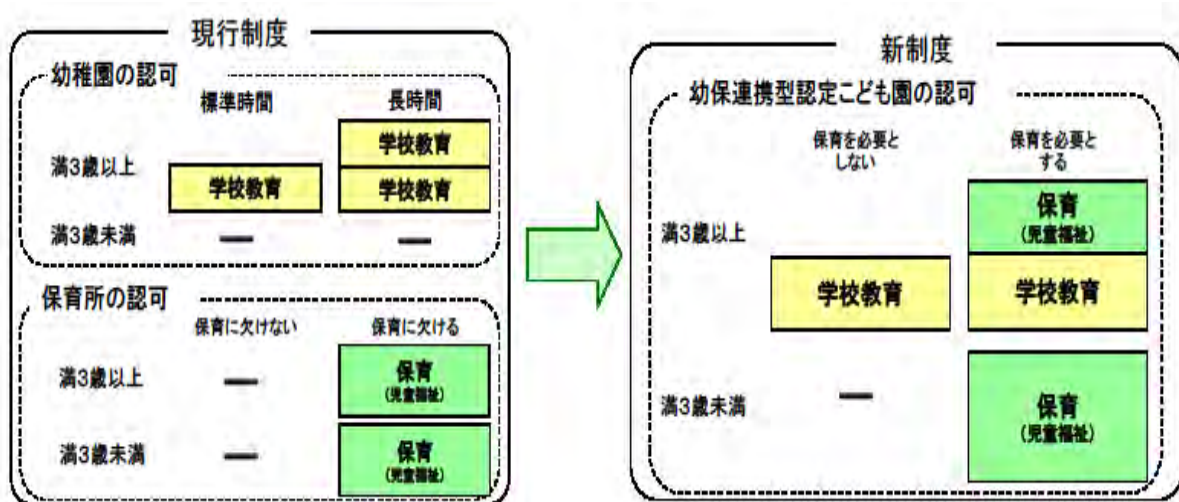
認定こども園は、保護者の就労の有無に関わらず就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供し、子育てに関する相談や未就園の親子の集いの場の提供といった地域の子育て支援の機能を備えた施設です。

平成24年8月10日、子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号））が国会において可決・成立し、22日には公布され、新たな『幼保連携型認定こども園』の制度が創設されることとなりました。

【内閣府ホームページに掲載の参考資料「子ども・子育て関連3法について（説明資料）」から図等を引用・抜粋】

《新たな『幼保連携型認定こども園』とは》

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設。
 - ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
 - イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
- 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づけ。



※ 現行の「幼保連携型認定こども園」とは、認可幼稚園と認可保育所の2つの施設が連携したものであるが、新たな『幼保連携型認定こども園』は、幼稚園でもない保育所でもない幼保一体化した新たな単一施設。

おわりに

このたび、奈良市の未来を担う就学前のすべての子どもたちの健やかな成長を願い、発達段階に応じた質の高い教育・保育を一体的に行うために、市立幼稚園・保育所の再編について検討してまいりました。「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」に掲げられたことを適切に実施することはいうまでもありませんが、老朽化した施設の改修や、職員の配置の充実などの条件整備に関して、厳しい財政状況の中では難しい問題も多くあります。

就学前の魅力ある教育・保育の充実に向けて、奈良市が大きな責任を負っていることを再認識するとともに、私立幼稚園や民間保育所と連携しながら、市立幼稚園及び市立保育所の再編について全力をあげて取り組んでまいります。

しかしながら、この種の計画では、場合によっては「統合」や「閉園」に関心が集まってしまうことが多く、計画通りに進まないことが多々あります。今後は、本基本計画に基づく再編が着実に実現していけるよう、関係者のみならず市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本計画の策定にあたり、意見募集を実施し、保護者や市民の皆様、市内の幼稚園・保育所関係の方々、その他団体の方々からも多くの貴重なご意見をいただきました。その中で、特に多くの方から意見等が寄せられた事項について、Q & Aの形式で資料を作成し添付させていただきました。今後、いただいたご意見を踏まえながら、本市のより良い教育・保育の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

奈良市幼保再編及び国の子ども・子育て関連3法に関するQ&A（よくある質問と回答）

【1. 幼保再編に関して】

（注）※新たな「幼保連携型認定こども園」は国の子ども・子育て関連3法に基づき、国の枠組みで述べるときはそのままの用語として使用し、奈良市幼保再編においては「（仮称）奈良市立こども園」と表記します。

Q. 番号	Q. よくある質問	A. 回答
1-Q1	幼保再編を実施するメリットとデメリットは何ですか。	幼保再編は、近年の女性の社会進出の高まりや核家族化の進行等を背景に保育ニーズが多様化し、幼稚園の就園率が低下している一方で、保育所に入れない待機児童が増加しているという課題に対し、それぞれの機能のよいところを併せ持つ施設として幼保を一体化することで、その解決につながることを期待されます。メリットとしては保護者のニーズに応じた施設となり、子どもを生み育てやすい環境に寄与します。一方デメリットとしては、再編に伴う就園施設がこれまで就園していた場所から遠くなることが考えられます。
1-Q2	幼保再編になると今通っている幼稚園や保育所はどうなるのでしょうか。	（注）※新たな「幼保連携型認定こども園」（「（仮称）奈良市立こども園」）の配置については、市内を7つのゾーン、22の中学校区に分けて地域の保育需要や地理的事情を勘案して検討します。再編を実施する市立幼稚園と保育所については、閉園も含めた今後の利活用を検討しながら進めてまいります。幼保再編の対象となるのは市立の施設のみで、現在ある民間保育所及び国私立幼稚園が認定こども園への移行を希望されない場合は従前と変わらず運営されます。
1-Q3	地区ごとに幼保連携型認定こども園にするか、保育所にするか、幼稚園にするかなど、どこに通うか選択できるのですか。	市立幼稚園・保育所は全て「（仮称）奈良市立こども園」へ移行しますが、民間保育所及び国私立幼稚園は認定こども園へ移行を希望しない場合は、そのままの保育所・国私立幼稚園として残ることが考えられます。施設定員はありますが、選択の際に園区はありませんので、どの施設についても保護者の希望による施設の選択が可能となります。
1-Q4	園の適正規模とは何ですか。	例えば、園児数が極端に少ない場合、集団教育としての学びが難しくなることから、「（仮称）奈良市立こども園」の1施設あたりの児童数は、90人から170人程度を標準として、育ち合い、学び合い、仲間づくりなどの面で、それぞれの年齢に応じた適切な集団の規模になるよう検討しています。
1-Q5	小規模の市立幼稚園・保育所は統廃合されてしまうのでしょうか。	本市は市域が広く、地域によって実情やニーズに違いがあります。また、人口減少地域においてはこれまでの家庭的な雰囲気なかで、一人ひとりに行き届いた保育のニーズもあることから、「（仮称）奈良市立こども園」等と連携した、小規模保育事業（6人～19人の規模での保育）や家庭的保育事業（5人以下での保育）など、市が条例で定め、実施の方法等についても検討します。
1-Q6	再編により園が移行される間の在籍状況はどうなるのでしょうか。	再編される施設については、早い段階でお知らせし、園児募集や入所の受付時点での広報に努めますが、在籍されている園児がいる場合は、卒園や移行がスムーズになる学年末まで在籍することになります。
1-Q7	自分の通う幼稚園や保育所がどういう形で再編されていくのか知りたいのですが、いつ実施がわかるのでしょうか。	今年度末を目途に、一定の方針となる、「幼保再編実施計画」を策定して、その中で具体的な再編について計画する予定です。計画案ができましたら、市民の皆様にも市の広報誌「しみんだより」や市のホームページ等でお知らせする予定です。

1-Q8	幼保連携型認定こども園になった場合、幼稚園と保育所のどちらの施設を使うのですか。	市立幼稚園・保育所では耐震基準を満たすための耐震工事を順次進めていますが、施設そのものの老朽化が進んでいる市立幼稚園・保育所も少なくありません。一方で少子化に伴い園児の減少した市立幼稚園では、余裕教室が増えています。こうした現状を踏まえ、「（仮称）奈良市立こども園」として使用する施設については、現状の幼保施設の収容能力や立地条件、改修の必要性等も踏まえて総合的に判断し決定します。
1-Q9	現在の幼稚園や保育所が再編されて、これまで通園していた場所より遠くなってしまう場合、通園方法はどのようにしますか。	再編に伴い通園が困難になった場合、施設の立地条件や通園距離等地域の状況を総合的に判断して通園の方法を検討してまいります。
1-Q10	通常の市立幼稚園を認定こども園ではなく、3年保育の幼稚園にしてもらうことはできないのですか。	本市の市立幼稚園36園すべての園で同時に3年保育を実施することは、財政的な負担が大きく、行政効率を考慮することや国私立幼稚園との連携を図る必要もあります。そこで市立園を「（仮称）奈良市立こども園」に再編することによって、3年保育を実施できるように考えています。
1-Q11	幼保連携型認定こども園になると、3歳から必ずどこかの園に所属しなければならないのですか。	保育所は保育を必要とする就学前児童のための児童福祉施設であり、幼稚園は、満3歳以上の就学前児童に対して、学校教育の始まりを担う教育施設とされており、義務教育と規定されているものではありません。「（仮称）奈良市立こども園」においても、その基本的な考え方が変わるものではないことから、家庭での教育・保育を大事にいただくとともに、子どもの成長に合わせて4歳児や5歳児からの入園も可能です。 また、子育て支援として実施している、未就園児クラスや親子登園などを利用していただくことも可能です。

【2. 幼保連携型認定こども園への移行に伴う待機児童について】

Q. 番号	Q. よくある質問	A. 回答
2-Q1	幼保連携型認定こども園になると待機児童を解消することができますか。	本市で現在進めていますのは、民間保育所の新設、増改築等による保育所定員の拡大で、平成21～24年度で483名の定員増を行うとともに、平成25年度には民間保育所3園を新設する予定で、さらに270名の定員増を行う準備を進めています。 しかし、民間保育所の新設、増改築だけでは、早期の待機児童解消が困難なことや、地域の保育需要に応じた柔軟な対応も必要になること、また将来的には少子化がより一層進行することが予測されるため、施設数が過剰になる可能性も想定して、幼保再編による施設整備とあわせて、「家庭的保育事業」等の規模の小さな保育サービスの制度についても検討を行い待機児童の解消に努めます。
2-Q2	「家庭的保育事業（保育ママ）」とはどのような制度ですか。	「家庭的保育事業」とは、家庭的保育者（いわゆる保育ママ）が自宅の居室などを保育室として使い、保育を必要とする主に0歳～2歳児を預かる制度です。本市で実施する場合の質の担保については、家庭的保育者に保育士有資格者を充て、幼稚園の余裕教室等も利用しながら、保護者の方が安心して預けられる仕組みを検討します。

【3. 幼保連携型認定こども園の運営に関して】

Q. 番号	Q. よくある質問	A. 回答
3-Q1	幼保連携型認定こども園になると、0歳から5歳児の入園資格はどうなるのですか。	「（仮称）奈良市立こども園」における入園資格は、保護者の就労等の状況により「短時間利用児」と「長時間利用児」という区分に分かれ、保育の必要量の認定により得られます。「短時間利用児」（3歳児から5歳児）はこれまでの幼稚園児に該当し、「長時間利用児」（0歳児から5歳児）はこれまでの保育所児に該当します。なお、「短時間利用児」は、子育て支援として教育時間終了後の預かり保育を利用していることができます。
3-Q2	これまでの保育時間はどう変わりますか。	「市立幼稚園型認定こども園（富雄南・左京幼稚園）」での基本的な運営時間は「短時間利用児」は8時40分から14時まで、「長時間利用児」は8時40分から18時までです。また「市立保育所型認定こども園（都祁保育園）」での基本的な運営時間は「短時間利用児」は8時40分から14時まで、「長時間利用児」は7時30分から18時30分までとしています。「（仮称）奈良市立こども園」では、これらの運営状況を考慮して保育時間を検討していきます。
3-Q3	再編後の保育料はどうなるのですか。	保育料に関しましては、国の子ども・子育て関連3法において、新制度の適用を希望しない私立幼稚園を除く、認定こども園、幼稚園、保育所において国が定める額を基に、市町村が公定価格を決定する仕組みになっています。具体的な金額につきましては、国において現在の利用者負担の水準等を調査し、今後引き続き検討することとされており、本市では、国が定める額の決定を基に利用区分に応じた保育料を検討します。
3-Q4	保護者の役割や行事、育友会活動などは幼保一体化するとどうなるのですか。	現在の「市立幼稚園型認定こども園（富雄南・左京幼稚園）」及び「市立保育所型認定こども園（都祁保育園）」においても、保護者の就労等により長時間保育を必要とする子と、短時間利用の子が同じクラスに在園していることから、これまでの行事や活動を精選して実施しています。また、その保護者の役割についても小学校を参考にしながら、PTAや育友会活動の見直し等がなされています。
3-Q5	幼保連携型認定こども園では、未就園児に対しても子育て支援のサービスは実施されるのですか。	幼保再編で「（仮称）奈良市立こども園」に移行することにより、未就園児保育や子育て相談など「地域の子育て支援の拠点」としての取組を充実させます。
3-Q6	幼保連携型認定こども園に再編されると、給食は実施されるのですか。	現在、市立幼稚園では週5日のうち、4日は弁当を持参しています。一方市立保育所では給食を実施しています。また、「市立幼稚園型認定こども園（富雄南・左京幼稚園）」では月曜日のみ弁当持参で週4日の給食を実施しています。「市立保育所型認定こども園（都祁保育園）」では市立保育所と同様に給食を実施しています。「（仮称）奈良市立こども園」では、これまでの経緯を踏まえながら基本的には給食を実施することを検討しています。
3-Q7	給食が実施される場合の、実施方法はどのようなものになりますか。	現在、「市立幼稚園型認定こども園（富雄南・左京幼稚園）」では、外部から搬入された給食を、園に設置された調理室で加熱処理する、クックチル方式の給食システムを採用しています。また、「市立保育所型認定こども園（都祁保育園）」及び市立保育所では自園調理による給食を提供しています。 「（仮称）奈良市立こども園」の給食施設については、これまでの経緯を踏まえながら、それぞれの施設に応じた効率的な運営ができ、質の確保された給食を提供する視点に立って検討してまいります。 また、「（仮称）奈良市立こども園」で給食が実施される場合、利用時間の長短に関わらず、園児は同じ給食を食べることになります。

【4. 幼保連携型認定こども園のカリキュラムと職員について】

Q. 番号	Q. よくある質問	A. 回答
4-Q1	幼保連携型認定こども園になることで、幼稚園の教育の質が下がったり、保育所での保育の質が下がったりということはないのでしょうか。	乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であることから、幼保を一体化することによって、0歳児から5歳児の子どもたちが、お互いに生活を身近に感じたり触れ合ったりすることで体験の幅を広げていきます。そのため、「（仮称）奈良市立こども園」については、幼稚園と保育所のノウハウを補完し合い、それぞれのよいところを併せ持つ施設として、教育・保育の質を低下させることのないよう努め、いわゆる早期教育ではない、発達段階をおさえた保育内容や指導の充実を通してより質の高い教育・保育を提供していきます。
4-Q2	幼保連携型認定こども園に再編された場合、教育内容はどのようなものになるのですか。	現在、幼稚園での教育は文部科学省の定める「幼稚園教育要領」に、保育所での保育については、厚生労働省の定める「保育所保育指針」に基づきそれぞれ実施されていますが、就学前児童の教育・保育という観点から、この2つは内容が限りなく近づいています。そしてさらに、国の子ども・子育て関連3法において、新たな「幼保連携型認定こども園」の具体的な制度設計の中で「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）」の策定が検討されることとなっております。 本市では幼稚園と保育所の違いにより、小学校就学時に影響がでないよう、これまでも双方の子ども観、保育観の共通認識を深め、「奈良市立幼稚園・保育園・認定こども園 教育・保育カリキュラム」を共通のモデルカリキュラムとして作成し、各園に参考資料として配布しました。現在、いずれの市立幼稚園、保育所及び認定こども園においても、目指すべき教育・保育の基盤となる共通のカリキュラムとして活用しています。今後、国の動向も踏まえ、本市の教育・保育がより豊かになるようさらに見直していきます。
4-Q3	幼保連携型認定こども園になることで、小・中学校との連携はどうなりますか。	幼児期から児童期への円滑な接続のために、職員がそれぞれの生活や授業、子どもの姿を知ることが大切であると考え、小学校の研究授業の参観や合同研修を実施するなかで、指導方法や指導形態、幼児期の経験がどう学習につながっているのかを共通理解することなどの取組を行っています。今後もさらにこういった取組を充実させることで、成長の過程を踏まえた連携を推進していきます。
4-Q4	障がいのある子どもの教育・保育については、どのように質を担保してもらえるのですか。	障がいや発達上の課題が見られる子どもの教育・保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、個別の指導計画をたて、適切な環境と十分な配慮のもとに教育並びに支援を目指して取り組んでいます。幼保連携型認定こども園に再編することによって0歳からの発達を見通し、障がいのある子どもが他の子どもと日常生活を通して共に成長できるようにしていきます。そのため一層専門機関との連携を深め、職員配置の充実についても検討します。
4-Q5	幼保連携型認定こども園になると、幼稚園教諭と保育士の配置はどうなるのですか。	国の子ども・子育て関連3法におきましては、新たな「幼保連携型認定こども園」には、幼稚園教諭の免許と保育士資格を併有する「保育教諭（仮称）」を置くこととされており、保育士と幼稚園教諭の処遇の改善、資格の一本化も検討するとされています。本市におきましても、平成23年度の採用試験から両方の資格を有することを受験資格としており、今後も国の動向を踏まえて、処遇や配置について検討してまいります。また、障がいのある子どもの教育・保育については、専門機関と連携しながら、適正な配置ができるよう検討してまいります。

国の子ども・子育て関連3法に関するQ&A（よくある質問と回答）【2012. 9 内閣府説明会添付資料より抜粋】

Q. 番号	Q. よくある質問	A. 回答
Q1	新制度によって何が変わりますか？新制度によって何がよくなるのでしょうか？	新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、消費税率の引き上げによる財源によって、幼児教育・保育・子育て支援の質・量を充実させるものです。 幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化することなどにより、認定こども園制度における二重行政の解消を行い、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付を創設することにより、財政措置の充実を行います。 また、自治体の裁量によって必要があるのに認可しないということがないよう、一定の基準を満たせば認可する仕組みとすることにより、質を確保しながら、保育等の量を増やし、待機児童問題の解消を目指します。
Q2	新制度になると、学校教育の質も、保育の質も、低下するのではないのでしょうか。	学校教育・保育の質を低下させることはしません（今の基準は維持し、職員配置基準等について引き上げを検討します）。 質を確保するために、認可基準を満たして認可を受けた施設・事業者のみが、市町村の確認を受けることで公費を受けられる仕組みとし、きちんとした施設や事業であることを、行政がしっかりチェックします。 また、保護者もチェックできるよう、情報を開示していく仕組みを作ります。
Q3	そもそも新制度にせず、現在の仕組みのままでも公費負担を増やせば待機児童問題は解消できるのではないのでしょうか。	現在の認可制度は、認可権者に広範な裁量権があるため、基準を満たす施設であっても認可されないことがあります。新制度では、必要があるのに認可しないということがないよう、認可基準や欠格事由を明示し、これらを満たす場合は原則として認可するものとして、認可制度の透明化を行うことで、保育所等が大都市部での保育需要の増大に機動的に対応できるようにします。 また、小規模保育などの多様な保育も市町村が認可する事業とし、財政支援を拡充（地域型保育給付を創設）します。その上で、市町村が潜在ニーズも含めた需要を確実に把握し、それに対応した学校教育・保育の計画的整備に取り組むなど、速やかに待機児童を解消できる仕組みにすることにしています。
Q4	新制度では、子どもの健全な育成にとって必要な「最低基準」が自治体任せとなり、保育士の配置や部屋の面積などが今の認可基準よりも低い水準に設定され、資格を持つ保育士が減ったり、子どもの詰め込みが生じたりするのではないのでしょうか？	新制度では、市町村がニーズを踏まえ、地域の実情に応じた給付・事業を組み合わせる計画的に提供していく仕組みを検討しています。 もちろん、学校教育・保育の質の確保は、子どもが育つ環境を保障していく上で重要であり、人員配置や面積などについては、子どもが健やかに成長するために必要とされる全国的な水準（ナショナルミニマム）を担保するため国が基礎となる基準を作りますので、今よりも低い基準に設定されることはありません。
Q5	新制度では、児童福祉法第24条の市町村が保育を実施する義務はどうなりますか。市町村の責任が後退することはないのでしょうか。	児童福祉法第24条第1項に規定する保育所での保育に関しては、新制度の下でも、引き続き、現在の制度と同様に市町村が保育の実施義務を担います。 民間保育所に関しては、現在と同様、保護者が市町村と契約し、費用は市町村から委託費として支払われ、保育料の徴収も市町村が行うことになります。 また、市町村は認定こども園や小規模保育などについても、必要な保育を確保するための措置を講じなければならないなど、市町村の責任が後退することなく、保護者が安心して保育を利用できる仕組みになります。

Q. 番号	Q. よくある質問	A. 回答
Q6	どのような働き方の親の子どもでも、子どもの健やかな成長に必要な学校教育が受けられるのでしょうか。	従来から、保育所保育指針と幼稚園教育要領の整合性の確保を進めてきており、3歳以上の子どもに関する教育内容は、既に相当程度、共通のものになってきています。 新制度では、保育所でも、一定の要件を満たすことにより、幼保連携型認定こども園の認可を受けて、学校と児童福祉施設としての法的位置づけを持つことができますので、今後、保育所等から幼保連携型認定こども園への移行を促進し、より多くの保育所が学校教育としての位置付けの下で教育を行うことが出来るよう努め、どのような働き方の親の子どもについても、学校教育が受けられる環境を目指していきます。
Q7	新制度では、保育の必要性を客観的に認定する仕組みを導入するとしています。が、今の制度と何が違いますか。	これまでは「保育に欠ける」判定と、保育所への入所の可否の決定を同時に行う仕組みでした。 新制度では、保育所への入所判定から独立した手続きとして、教育・保育を受けたいすべての保護者の申請に基づいて、市町村が、子ども1人1人について、保育の必要性の認定を、客観的基準に基づいて行うこととなります。 認定を受けることで、保育の必要性の有無、保育の必要量など、子どもの状況に応じた認定内容が記載された認定証が交付されるため、原則として、保護者の方が、その認定証を持って、ニーズに応じた施設等の利用を申し込むこととなります。
Q8	待機児童が多い中で、今は市町村との契約となっている仕組みを、事業者と利用者との直接契約としたら、園が決まるまでいくつも申込みをしたり、今よりもっと大変になるのではないのでしょうか。また、立場の弱い子供にしわ寄せが生じるのではないのでしょうか。	認定こども園をはじめ、家庭的保育、小規模保育といった多様な保育など、保育のメニューや量を増やします。保育を利用するときには、市町村が広く情報を提供し、相談に対応するなど、きちんと支援します。 また、すべての市町村で、園をいくつも回らなくてもいいよう、市町村が、これまでと同様に調整を行う仕組みを設けます。 ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子どもについては、保育の必要性の認定を行う際に「優先利用」の認定を行い、優先的に施設と契約を結んでいただけるようにします。 「優先利用」の認定を受けた子どもや障害児等の特別な支援が必要な子どもについては、市町村が利用可能な施設・事業者のあっせん、利用の要請を行います。
Q9	新制度では、利用者負担が定率・応益負担となり、負担が増えませんか。また、保育の必要量を認定する仕組みになるそうですが、短時間利用、長時間利用などが設けられると、細切れ保育となって、保護者の負担増や低所得者の排除につながるのではないのでしょうか。	新制度の利用者負担については、①現行制度の水準を基本として、②所得階層区分ごと、利用時間の長短の区分ごとに定額・応能の負担を設定することを基本としていますので、定率・応益負担にはなりません。 また、利用時間の区分も細切れではなく長時間・短時間の大きなものとし、延長保育事業も従来と同様に実施されることとなります。
Q10	新制度では、株式会社の参入を促進して、福祉である保育を産業化しようとしているのではないのでしょうか。また、株式会社の参入により、保育の質が低下するのではないのでしょうか。	新制度でも、保育について、児童福祉としての位置付けをきちんと残します。 現在も株式会社による認可保育所の経営は可能ですが、新制度では、社会福祉法人と学校法人以外の者には、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求めます。 また、施設の職員の常勤・非常勤、経験年数などの情報開示を徹底し、保護者の皆さんにとっても、どのように施設が運営されているのか、見える仕組みにします。 なお、教育・保育に関する給付額は公定価格によって決められ、保護者負担の額も国が定める基準を踏まえ、各市町村が定めるので、価格競争による質の切り下げは発生しない仕組みとなっています。さらに、事業計画において定めた需要見込み量を超える場合、保育所の設置認可を行わないことにより、需給調整を行うことが可能な仕組みとなっており、過当競争は生じません。

Q. 番号	Q. よくある質問	A. 回答
Q 1 1	幼稚園はこれまで、各園の建学の精神を生かした多様な教育を行ってきましたが、幼保一体化によって各園の特色はなくなってしまうのでしょうか。	新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものですが、教育内容についての創意工夫を妨げるものではありません。むしろ、長年培ってきたノウハウを活かしていただくことが重要と考えています。
Q 1 2	厳しい労働環境にある現場の教員・保育者等の処遇改善や、最低基準の改善は図られるのでしょうか。	認定こども園等でより良い学校教育・保育を行うためには、職員配置基準の改善や教員・保育者等を確保することなどが重要であり、質の向上について、恒久的な財源とあわせてしっかりとした仕組みを検討していきます。